

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行期日を定める政令等5政令について（概要）

1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第547号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行期日を平成17年4月1日とする。

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行期日も、同日。

「個人情報の保護に関する法律」（基本法・民間法）の個人情報取扱事業者を規律の対象とする部分の施行期日も、同日。

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）

総務大臣に対する事前通知事項

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知事項は、保有開始の予定年月日、その他総務大臣の定める事項とする。

個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する事項

行政機関の長は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成し、これを当該行政機関の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととする。

開示請求における本人確認手続

ア 行政機関の窓口における請求の場合

開示請求をする者は、開示請求書に記載されている氏名及び住所(居所)と同一の氏名及び住所(居所)が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等(以下「本人確認書類」という。)を提示し、又は提出しなければならない。

イ 行政機関への送付による請求の場合

アの本人確認書類のいずれかを複写したもの及び住民票の写し(外国人登録原票の写し)(請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。

)を提出しなければならない。

開示決定の書面等に記載すべき事項

開示決定の書面等に記載すべき事項は、求めることができる開示の実施の方法等とする。

手数料の額及び納付の方法

ア 開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書1件につき300円とする。

情報公開法の開示請求手数料と同額。ただし、開示実施手数料は、情報公開法と異なり、徴収しない。

イ 電子情報処理組織を使用して開示請求(オンライン申請)をする場合の手料は、220円とする。

開示決定の通知の送付に要する費用(80円)を控除。

情報公開法のオンライン申請をする場合の開示請求手数料と同額。

ウ 手数料の納付の方法として印紙をはって納付する場合とそれ以外の場合を規定する。

3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号)

独立行政法人等について、行政機関と同様に、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する事項(2)、開示請求における本人確認手続(2)、開示決定の書面等に記載すべき事項(2)等を規定する。

4 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令(平成15年政令第550号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続に関し必要な事項(議決方法等)、内部組織(同審査会の事務局に課を置く)等を定める。

5 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成15年政令第551号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴い、情報公開審査会令を廃止するとともに、各省庁の組織令において、所掌事務として「省(庁)の保有する個人情報の保護に関すること」を追加する等関係政令について規定の整備等をする。